

衆議院環境委員会ニュース

平成 27.5.22 第 189 回国会第 7 号

5 月 22 日（金）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 ①水銀による環境の汚染の防止に関する法律案（内閣提出第 36 号）

②大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第 37 号）

- ・望月環境大臣、北村環境副大臣、高橋環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・田島一成君外 2 名（民主、維新、生活）提出の①及び②に対する修正案について、提出者田島一成君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・①に対する修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成一民主、維新、共産、生活 反対一自民、公明）
- ・①について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、共産、生活）
- ・①に対し牧原秀樹君外 5 名（自民、民主、維新、公明、共産、生活）から提出された附帯決議案について、牧原秀樹君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、共産、生活）
- ・②に対する修正案について採決を行った結果、賛成少数を持って否決されました。
（賛成一民主、維新、共産、生活 反対一自民、公明）
- ・②について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、共産、生活）
- ・②に対し牧原秀樹君外 5 名（自民、民主、維新、公明、共産、生活）から提出された附帯決議案について、田島一成君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、共産、生活）

（質疑者及び主な質疑内容）

田 島 一 成 君（民主）

- ・水俣病の経験により、国民の水銀に対する警戒心は強い。国民の安心・安全の確保のため廃金属水銀の長期的管理における国の積極的な関与が必要と考えるが望月環境大臣の見解を伺いたい。
- ・水銀含有製品を見分けることは非常に困難である。政府広報も含めて水銀含有製品及びその回収に向けた広報を行っていく必要があると考えるが望月環境大臣の見解を伺いたい。
- ・事業者における水銀排出施設に係る水銀濃度の測定結果については、公表義務がない。排出抑制を実効あるものとするためには、各事業者における水銀の大気中への排出状況について報告義務付けを行う必要があると考えるが環境省の見解を伺いたい。

松 田 直 久 君（維新）

- ・我が国は世界の水銀対策をリードしていく必要がある

と考えるが、水銀に関する水俣条約の締結を他国に呼び掛けるなどの働きかけは行っているのか。併せて途上国への支援についての考え方、具体的な対応について、環境省に伺いたい

- ・7割程度の自治体が家庭から排出される水銀添加廃製品の分別回収を行っているが、残りの3割ではなぜ実施できていないのか、環境省は分別回収の課題を把握しているのか伺いたい
- ・ばい煙排出規制などの既存の規制に対応した設備は、水銀の排出基準を担保する程度に水銀を除去する効果を見込めるのか、環境省に伺いたい。

真 山 祐 一 君（公明）

- ・水銀に関する水俣条約の締結に向けた望月環境大臣の決意を伺いたい。
- ・水銀も調査項目の一つとなっている環境省の子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の実施状況について伺いたい。また、調査の意義、今後の展

開について望月環境大臣の見解を伺いたい。

- ・世界の環境問題において、環境技術も含めた我が国が果たすべき役割について、望月環境大臣の見解を伺いたい。

島津幸広君（共産）

- ・市町村等による水銀添加廃製品の回収については、7割程度の市町村等で個別の分別回収が行われている。しかし残る3割は十分な対策が取られていないが、この要因を国はどのように分析しているのか、環境省に確認したい。
- ・水銀使用製品を適正に回収していくためには、同製品の分別回収の費用に税金が使われることについて住民の理解を得ること、そして住民に分別回収の必要性を説明することが大事であると考えているが、これらの国民への啓発について、環境省はどのように取り組む考えであるか確認したい。

玉城デニー君（生活）

- ・水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の策定に当たっては、中央環境審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならないこととされているが、どのように意見聴取が行われ、取りまとめられるのか伺いたい。
- ・今月19日の本委員会において、藤原参考人から、水銀の管理や規制等については資源循環が滞ることのないよう、不公平感のない対応をすべきであり、水銀の処分については国が積極的に関与する長期管理体制が必須である旨の意見陳述がなされたが、これらの意見に対する環境省の所見を伺いたい。